

□補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 ひかり移住支援補助金事業に関する報告及び立入調査について、山口県及び光市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、ひかり移住支援補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 補助金の申請日から3年未満に光市以外の市区町村に転出した場合（市外で1年以内の研修等の後、再度、転入し、従来の就業先（県内）で勤務することが確実であると認められる場合を除く。）
(5)において同じ。）：全額
 - (3) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 公益財団法人やまぐち産業振興財団から受けた、やまぐち創業補助金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 補助金の申請日から3年以上5年以内に光市以外の市区町村に転出した場合：半額

□ひかり移住支援補助金事業に係る個人情報の取扱い

光市は、ひかり移住支援補助金事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律、光市個人情報保護法施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び光市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。